R1.5.23

令和元年度

加古川大堰放流連絡会を開催しました

~出水期に向け 関係機関との連絡体制を確認~

- 姫路河川国道事務所-

出水時の加古川大堰からの放流について、関係機関との連絡を密にし、その円滑な実施と 放流による下流の事故防止のため、今年度も加古川大堰放流連絡会を開催しました。

【会員】

【会 長】姫路河川国道事務所長

【副会長】兵庫県 加古川土木事務所長

【監事】加古川市消防本部 消防長 高砂市消防本部 消防長

【会 員】兵庫県 加古川警察署長 兵庫県 高砂警察署長

【事務局】河川管理第二課

【議事内容】

令和元年5月23日(木)(於:加古川大堰)

- □ 開会挨拶
- □ 出席者自己紹介
- □ 放流連絡会規約、役員の説明
- □ 平成30年度体制発令及び操作実績報告
- □ 加古川大堰放流連絡の手引きについて
- □ 放流連絡用FAXの取り扱いに関する説明
- □ 姫路河川国道事務所の事業概要について
- □ 閉会挨拶

【放流連絡会の状況】





【出席者の質問・感想】

- ・大堰下流の河川利用者等の安全を守るために、会員が協力して、情報共有を図る必要がある。
- ・大堰の操作室や管理棟を見学させて頂いたが、普段入れない箇所であるため、非常に良かった。
- ・加古川CCTVカメラの映像情報が乱れた場合には、大堰に連絡してもらえれば復旧対応させて頂く。

【加古川大堰放流連絡会の目的】

加古川大堰では、特定多目的ダム法に基づく関係機関への放流に関する通知を円滑かつ迅速に行うための連絡体制として、昭和62年4月に「加古川大堰放流連絡会」を発足し、例年、出水期前に連絡会を開催し、加古川大堰の概要、体制時の手順や、放流連絡方法を説明し、確認を行っています。

【特定多目的ダム法第32条】多目的ダムによって貯留された流水を放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、関係都道府県知事、関係市町村長及び関係警察署長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

【問い合わせ先】



国土交通省 近畿地方整備局 姫路河川国道事務所 河川管理第二課(加古川分室) 〒675-1205 加古川市八幡町中西条875-1 TEL 079-438-0207

